

租税特別措置等に係る政策評価の点検結果

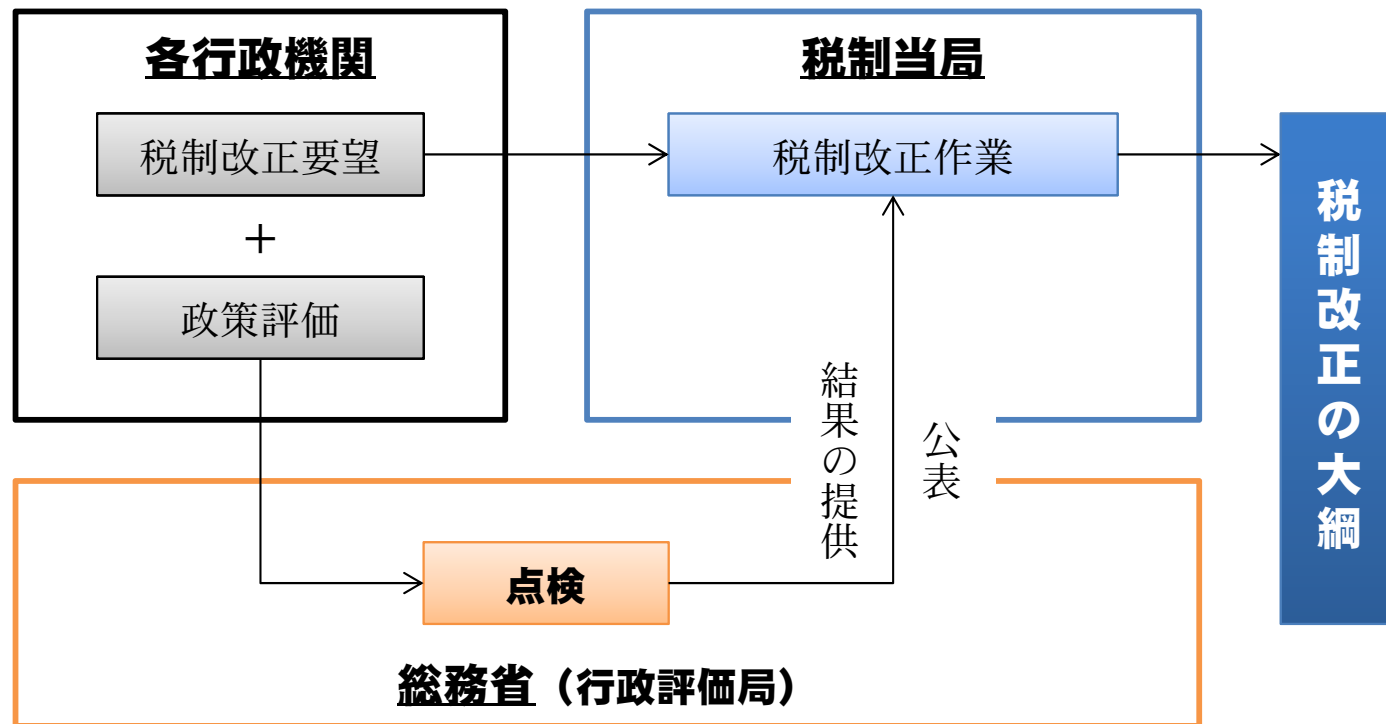
平成28年10月

総務省行政評価局

政策評価・点検の仕組み

- 各行政機関は、税制改正要望に際して、租税特別措置等に係る政策評価を実施
[点検対象] 法人税（国税）、法人事業税・法人住民税（地方税）等
- 総務省は、有効性の観点から、評価の内容を点検
[主な点検項目] 達成目標が適切に設定されているか。
適用数等・減収額・効果が定量的に分析されているか。
(注) 租税特別措置等の要否そのものを判断しているものではない。
- 点検結果は、税制改正作業に提供するとともに、各行政機関に通知・公表

【政策評価・点検の流れ】



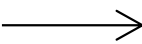
点検結果の概要

- 平成29年度税制改正要望に際し実施された事前評価書71件を重点的に点検
- 全点検項目で分析・説明が一定水準に達しているものはなかったが、点検の過程で示された**各行政機関の補足説明により、一定水準に達した点検項目数が改善**（点検前41⇒点検後117）
- 他方、租税特別措置等の適用数や効果が全く把握・予測されていないなど**評価として著しく不十分なものが11件**（点検前29件⇒点検後11件）
- また、多くの評価書において「**②適用数等**」や「**④効果**」に課題があった。

[主な事例]

- 事例① 将来見込みに関する分析・説明が著しく不十分な事例 <「著しく不十分」関係>
- 事例② 適用数に関する事例（僅少） <「②適用数等」関係>
- 事例③ 将来の見込みに関する事例 <「④効果」関係>
- 事例④⑤ 達成目標に対する効果に関する事例 <「④効果」関係>

当初の評価書（全71件）		
不十分	著しく不十分	29
	それ以外	42



各行政機関の補足説明

点検結果（全71件）		
不十分	著しく不十分	11
	それ以外	60



通知・公表

税制改正作業において活用

	① 達成目標	② 適用数等	③ 減収額	④ 効果	合計	割合 ^(※)
一定水準	25	5	11	0	41	14.4%
不十分	46	66	60	71	243	85.6%

	① 達成目標	② 適用数等	③ 減収額	④ 効果	合計	割合 ^(※)
一定水準	47	24	42	4	117	41.2%
不十分	24	47	29	67	167	58.8%

(※) 評価書71件に①～④の4項目を乗じた284項目に占める割合。また、①～④の4項目に重複して該当する場合があります、これらの合計は点検件数と一致しない。



○適用数や効果などの将来見込みが全く明らかにされていない評価書がみられた。

【該当評価書】《厚労01》《厚労02》

《厚労02》高額な医療用機器に係る特別償却制度の適用期限の延長（法人税、所得税）

＜達成目標＞：医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の普及促進を図ることで、地域において良質かつ適切な医療を提供する。

	平成27年度	平成28年度 適用期限	平成29年度 延長要望	平成30年度
適用数	1,215件	将来見込み なし	将来見込み なし	将来見込み なし
減収額	8.74億円			
効果	把握困難 ^(※)			



「高度又は先進的な医療用機器の新規取得、買い換えが促進される」
「国民に良質かつ適切な医療を提供するためには（略）本施策は効果的である」
（厚生労働省の評価書から引用）

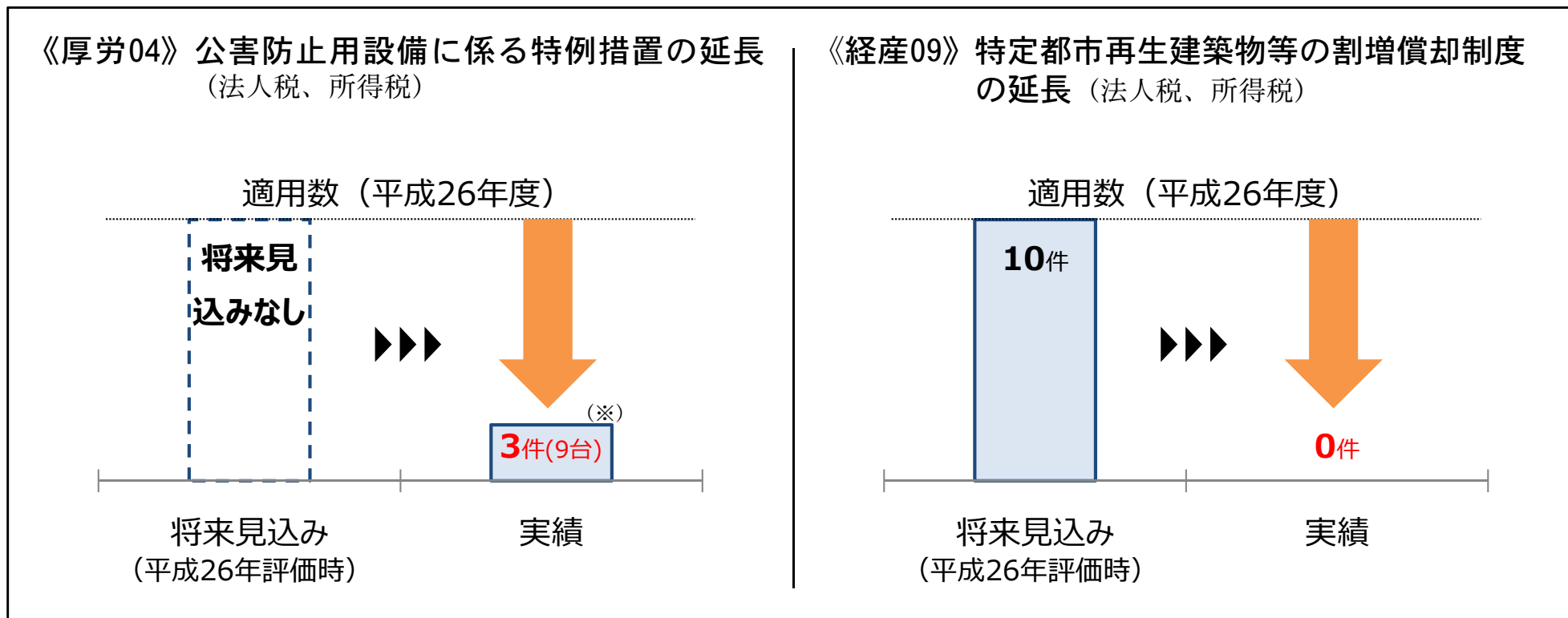


これらの租税特別措置等は、要望する期間において、どの程度の適用・減収が見込まれ、目標達成に向けてどの程度の効果が見込まれるのか全く明らかにされていないことから、今後の税制改正作業において徹底的な検証が必要

(※) 評価書では「租税特別措置の実績の把握が困難であるため（略）高額医療機器の国内出荷額を記載」（平成26年度 4,396億1,200万円等）と説明

○適用数の実績が、前回評価時の将来見込みの想定と異なるなど、僅少となっており、効果の分析・説明も不十分な評価書がみられた。

【該当評価書】 《内閣03》 《内閣04》 《内閣05》 《内閣06》 《内閣08》 《総務02》 《厚労03》 《厚労04》 《農水10》 《経産07》 《経産08》 《経産09》 《国交02》 《国交03》 《国交05》 《国交10》 《国交12》 《国交19》



これらの租税特別措置等は、必要性や将来の効果の検証を徹底する必要があることから、今後の税制改正作業において更なる検証が必要

(※) 平成28年租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第190回国会提出）に記載された適用数は3件。（）書は評価書に記載された厚生労働省の推計値（「機械出荷統計」（一般社団法人日本産業機械工業会業務用洗濯機部会）による出荷台数（37台）からテトラクロロエチレン溶剤に対応するドライクリーニング機に占める割合（82.5%）の出荷台数を算出し、黒字企業割合（約30%）を乗じたもの）

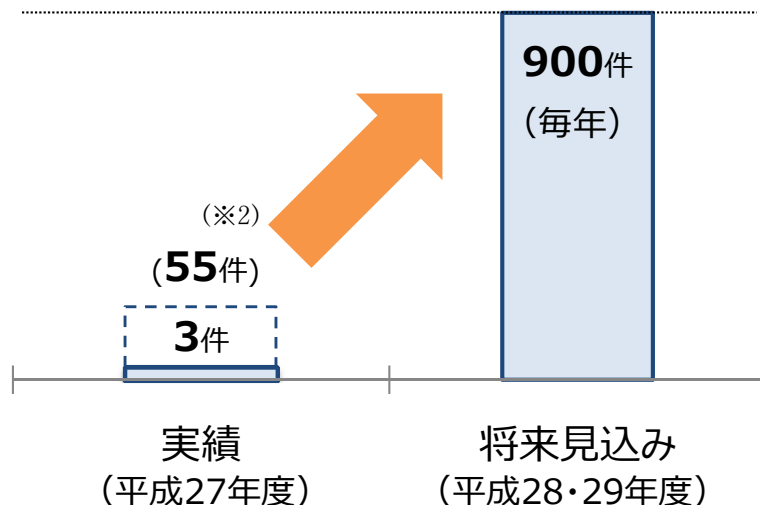
○将来の効果の見込みと実績が乖離しているにもかかわらず、効果の分析・説明が不十分な評価書がみられた。

【該当評価書】《内閣02》《内閣06》《農水10》

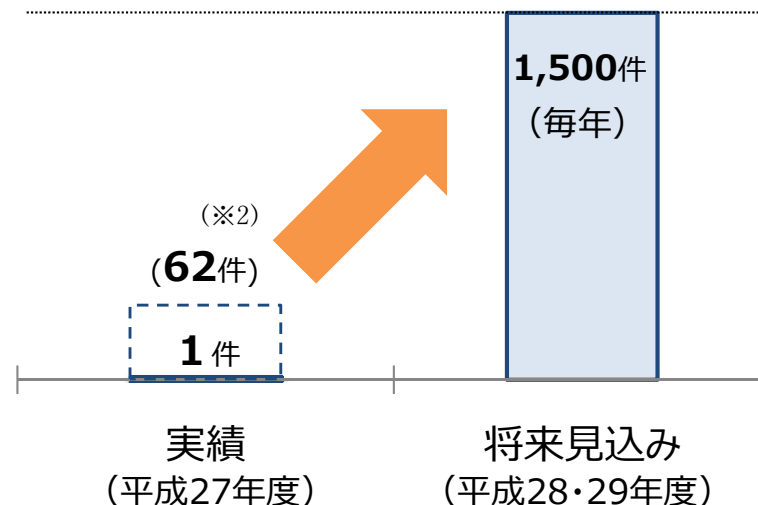
《内閣02》地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充（法人税、法人住民税）

(注) 平成28年6月時点で、44道府県の地域再生計画における目標認定件数は、1,403件であるものの、本特例措置が年度半ば（平成27年8月）に創設されたこと等により初年度の効果の発現が遅れ^(※1)、実績が小さくなっている。

オフィス減税（適用数）



雇用促進税制（適用数）



これらの租税特別措置等は、将来の効果が見込みどおりに発現することについて、今後の税制改正作業において更なる検証が必要

(※1) 地方拠点強化税制は、平成27年8月に創設されたが、自治体の地域再生計画の認定、事業者の整備計画の認定、実際の設備投資等の後に初めて税制が適用可能となる。このため、平成27年度は、適用を受けるための期間が短いものとなった。

(※2) () 書は、平成27年度に認定を受けた77件の整備計画のうち、オフィス減税及び雇用促進税制の適用を希望した件数を記載

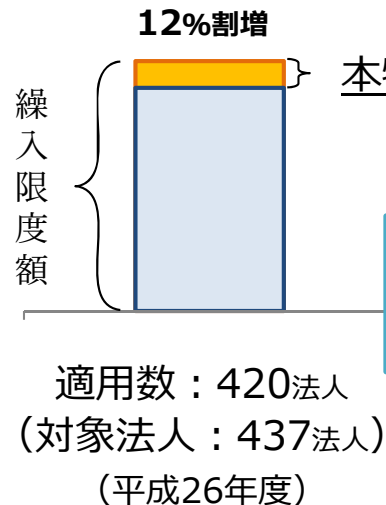
○一定の適用実態はあるものの、その効果が目標の達成にどの程度寄与するか不明であり、目標がどのように達成されるか明らかにされていない評価書がみられた。

【該当評価書】 《金融01》 《金融03》 《厚労02》 《農水01》 《農水05》 《農水06》 《農水07》 《経産06》 《経産10》 《経産11》 《経産12》
《経産13》 《経産14》 《経産15》 《国交14》 《防衛02》

《金融01》 協同組織金融機関に係る一括評価金銭債権の割増特例措置の恒久化（法人税、法人住民税、法人事業税）

＜達成目標＞：地域経済の活性化及び地域金融システムの安定化を図る。

＜適用数・減収額＞



＜効果＞

「協同組織金融機関の
内部留保の増加」
(金融庁の評価書から引用)

「地域の中小企業等に対する
安定的な資金供給に寄与」
「貸出残高の増加により目標
(地域経済の活性化等) は達成」
(金融庁の評価書・補足説明から引用)

中小企業向け貸出残高



達成目標が不明確である上、目標の達成にどのように、どの程度寄与するか不明

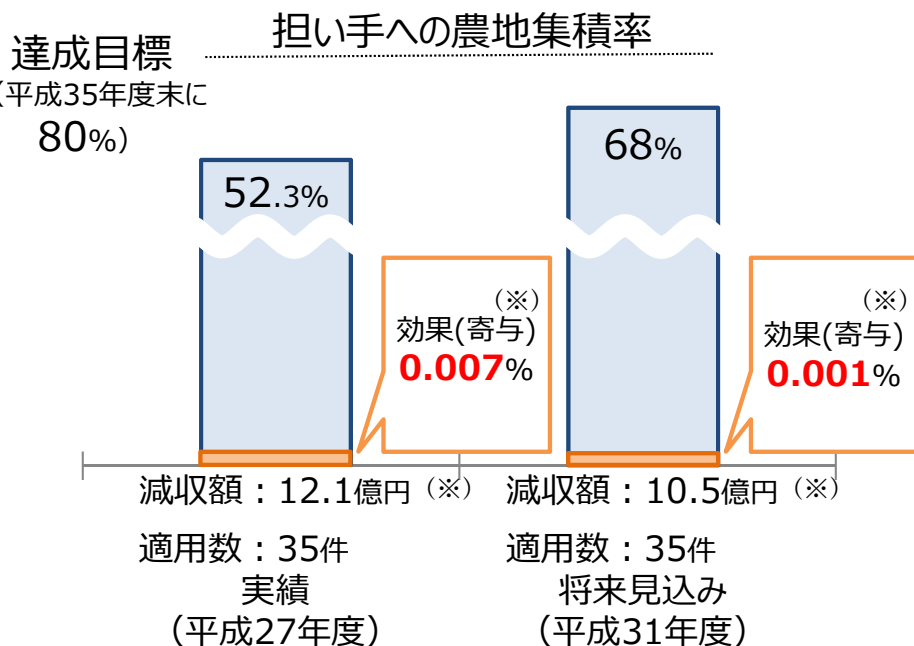
租税特別措置等は特定の政策目的を実現するための例外的な手段であることから、これらの租税特別措置等が目標を達成する手段として有効であり目標の達成に十分に寄与することについて、今後の税制改正作業において更なる検証が必要

○一定の適用実態はあるものの、その効果が目標の達成に十分に寄与し、目標が達成されることが明らかにされていない評価書がみられた。

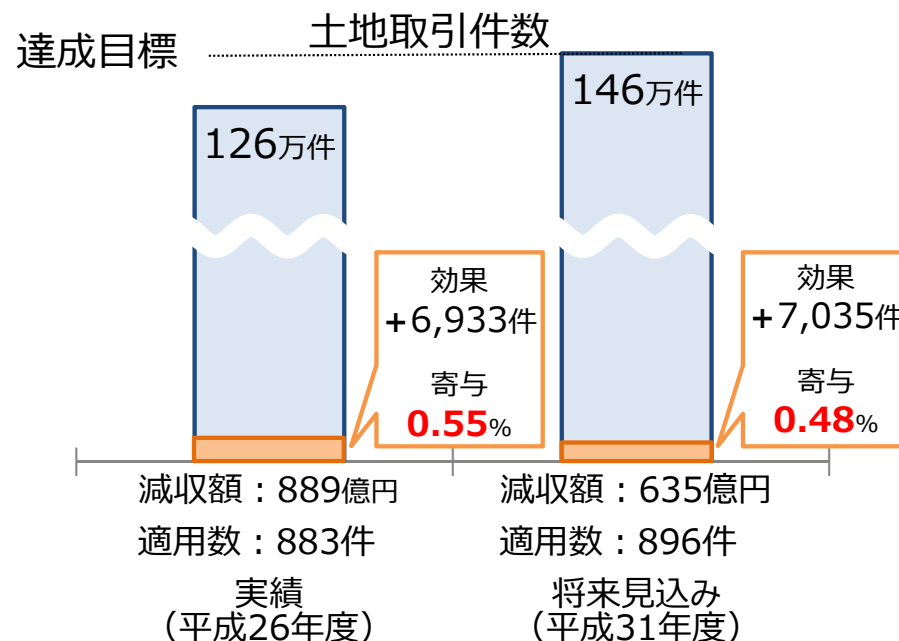
【該当評価書】《農水02》《農水03》《国交04》

※該当評価書は、点検項目「④効果」の分析・説明に課題は残ったが、それ以外の「①達成目標」「②適用数等」「③減収額」の分析・説明は一定水準に達している。

《農水02・03》特定の事業用資産の買換え・交換の場合の譲渡所得の課税の特例措置（市街化区域等の内外の土地等・農用区域内にある土地等）（法人税、法人住民税、法人事業税）



《国交04》長期保有土地等に係る事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の延長（法人税）



租税特別措置等は特定の政策目的を実現するための例外的な手段であることから、これらの租税特別措置等が目標を達成する手段として有効であり目標の達成に十分に寄与することについて、今後の税制改正作業において更なる検証が必要

(※) 効果(寄与)、減収額及び適用数は、《農水02》及び《農水03》の評価書・点検結果に記載された数値から算出したもの。